

「テレワーク導入プラン」追加公募（令和2年度）要項

1. 事業の目的

東京都では、東京都内で事業を営んでいる中堅・中小企業等のテレワーク導入を推進するため、テレワークのトライアル導入経費を補助する事業「[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)」を令和元年度より継続して実施しています。

申請企業は、「[テレワーク導入プラン](#)」ホームページより、自社の課題解決に最適なテレワーク関連商品・サービスを選定しますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない中、「[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)」のさらなる充実を図ることを目的として、「[テレワーク導入プラン](#)」に掲載する商品・サービスの追加公募を実施いたします。

2. 事業の内容

（1）追加公募（令和2年度）

①テレワーク関連商品・サービスの登録申込み

テレワーク環境を構築するための商品・サービスの情報を商品・サービス提供事業者等から追加公募します。補助金の申請企業は、[テレワーク導入に向けたコンサルティング](#)の結果、登録された商品・サービスを自由に組合わせて「[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)」に該当商品・サービスの見積書等を添付して申請することができます。

②テレワーク導入パッケージの登録申込み

上記①に含まれる商品・サービスのうち、補助金の申請企業が、新たにテレワークを実施するうえで必要となる機能を組み合わせたパッケージの情報を商品・サービス提供事業者等から追加公募します。補助金の申請企業は、[テレワーク導入に向けたコンサルティング](#)の結果、必要とされた機能等を有する商品・サービスで構成されるパッケージについて、[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)に見積書等を添付して申請することができます。

③追加公募（令和2年度）期間

令和2年8月7日（金）～令和2年9月7日（月）

※締切は令和2年9月7日（月） 17:00 といたします。

（2）審査

事業目的に合致した商品・サービスであるか等について選定基準に従って選定・

審査を実施します。応募のあった全てのテレワーク関連商品・サービス、及びテレワーク導入パッケージは、令和2年9月に予定する有識者による審査会で選定されます。

(3) ホームページへの掲載

審査結果により選定されたサービス・商品について「[テレワーク導入プラン](#)」に順次掲載します。

【参考】[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)の内容

テレワーク導入に向けたコンサルティング（都が実施する、「[ワークスタイル変革コンサルティング](#)」を受けた企業に、テレワークのトライアル導入経費を補助します。

○補助対象者

テレワーク導入に向けた[コンサルティング](#)を受けた都内の中堅・中小企業等

○補助限度額

従業員 300~999 人企業 110 万円

従業員 100~299 人企業 70 万円

従業員 100 人未満企業 40 万円

※ いずれも制度整備費 10 万円を含む

○補助率 10/10

○補助対象経費

・環境構築経費（機器購入費等）

※「[テレワーク導入プラン](#)」より選定

・就業規則へのテレワーク制度整備費

○募集期間

令和2年4月8日（水）～令和3年3月31日

○ウェブサイト

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telework.html>

3. 応募手続

(1) 追加公募（令和2年度）説明会の実施

オンラインでの web 会議（マイクロソフト teams を利用）を基本として追加公募の説明会の実施を予定しています。

第1回：令和2年8月19日（水） 10：30～11：30

→参加申込み締切日は8月17日（月）とします。

第2回：令和2年8月27日（木） 16：00～17：00

→参加申込み締切日は8月25日（火）とします。

※原則、オンラインによる説明会ですが、オンライン環境がない方や、その他の

理由で直接来場して参加されたい方のために以下の会場を用意しています。
※ソーシャルディスタンスを考慮し、直接来場して参加される方の人数には上限を設定いたしますのでご理解願います。
※また、直接ご来場される場合には、検温にご協力頂きます。発熱が確認された場合にはご参加はご遠慮頂きます。

会場：東京テレワーク推進センター セミナールーム
(東京都文京区後楽二丁目3番28号 K.I.S 飯田橋ビル6階)

※参加ご希望の方は、必要事項をご記入の上、以下メールアドレスにメールにてお申し込み下さい。

メールアドレス：opamuk@japan-telework.or.jp

必要事項：

1. ご参加希望を希望する回（第1回 or 第2回）
2. 社名・団体名とご所属部署
3. 参加者名と役職（あれば）
4. web会議のリンクをお送りするメールアドレス
5. ご連絡の取れる電話番号（オフィス電話番号+携帯電話番号）

※直接来場しての参加の場合は、別途お申し込みメール内でご相談ください。

※第1回と第2回は同じ説明内容になります。なお、本説明会の参加は、公募申込みの必須要件ではありません。

(2) テレワーク関連商品・サービスの申込み方法

① はじめてテレワーク (テレワーク導入促進整備補助事業) の補助対象となるテレワーク関連の商品・サービスについて 様式1 を事務局に送付してください。

② 内容の確認等で事務局から問合せ等があります。

※ 「テレワーク導入プラン」 の「選択パッケージ」および「商品・サービス一覧」への登録を希望する場合はこちらです。

※申込にあたっては、別紙「テレワーク導入プランへの登録申請にあたっての注意事項」を必ずお読みください。

(3) テレワーク導入パッケージの申込み方法

① 新たにテレワークを導入する企業を対象としたテレワーク関連商品・サービスを組合わせたパッケージがある場合には 様式2 を事務局に送付してください。

② パッケージは定額の商品(消費税抜き)を記載し、はじめてテレワーク (テレワーク導入促進整備補助事業) にそのまま申請できる内容としてください。

③ 内容の確認等で事務局から問合せ等があります。

※「[テレワーク導入プラン](#)」の「定型パッケージ」への登録を希望する場合はこちらです（様式2により申請したパッケージに含まれる商品・サービスは、様式1（上記（2）を参照）でも個別の商品・サービスとして申請ください）。

4. 審査内容

（1）選定の評価観点

①目的の明確性

[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)の事業目的と合致しているか。特に、新たにテレワークを導入する中堅・中小企業のみが対象となっているか。 等

※[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)の補助対象経費に合致しないものは審査の対象となりません。

② 機能の妥当性

テレワークを実施するために必要な機能が具備されているか。テレワークの企業の導入事例があるか 等

③ 価格の妥当性

上記項目の実現のために必要な価格であるかどうか。価格に対してテレワークに必要な機能の割合が妥当かどうか 等

（2）審査会の開催

選定の評価観点に沿った商品・サービスであるかを審査します。応募のあった全てのテレワーク関連商品・サービス、及びテレワーク導入パッケージは、令和2年9月に予定する有識者による審査会で選定されます。

（3）選定・審査会の結果の通知

選定・審査の結果、登録が決定した商品・サービス、パッケージについては、[「テレワーク導入プラン」](#)ホームページに掲載します。それ以外の商品・サービス、パッケージについては事務局より登録不可の連絡を申込者に通知します。

5. ホームページ「[テレワーク導入プラン](#)」への掲載

（1）ホームページ

既に開設されている、[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)において申請者が商品・サービスを選定できるホームページ「[テレワーク導入プラン](#)」に追加で掲載します。ホームページのURLについては以下のとおりで、[はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）](#)の募集要項にリンクが明記されています。

URL：<https://www.telework-plan.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 審査後の掲載時期

申込み締切日及び申込み内容等の不備等を確認する等により審査後に掲載まで日時を要することがあります。

(3) 変更・削除

様式に従って申込みしてください。申込み内容等の不備等を確認する等により審査後に掲載まで日時を要することがあります。

6. 様式等一覧

[様式 1](#) テレワーク関連商品・サービスの新規登録／更新／削除 申込書

[様式 2](#) テレワーク導入パッケージの新規登録／更新／削除 申込書

[参考](#) (別紙) テレワーク導入プランへの登録申請にあたっての注意事項

[参考](#) 東京都の主なテレワーク施策

7. その他

- ・「テレワーク導入プラン」に登録された商品は、原則、登録後の削除はできません。ただし、登録済み商品の販売が終了し、当該商品の後継機を販売することとなったなどの事情がある場合には、個別にご相談ください。
- ・様式 1、様式 2 の記入に当たっては、特に「カテゴリー」の選択にご注意願います。
(「[テレワーク導入プラン](#)」を検索し、既に別の事業者から同一商品・サービスの登録があることが判った場合、既存カテゴリー選択に揃えて下さるようお願いいたします。)
- ・公募や既掲載商品・サービスの変更等に関する情報を随時お知らせする「[テレワーク導入プラン](#)」[公募関連情報アーカイブページ](#)を用意しましたので注意点などの最新情報をご確認下さい。

8. 問い合わせ先

本公募要項に関する問い合わせは、以下の窓口宛に電子メールにてお願いします。

「テレワーク導入プラン」追加公募（令和 2 年度）係

【E-Mail】 opamuk@japan-telework.or.jp

※本事業は[一般社団法人日本テレワーク協会](#)が東京都から受託・運営（予定）する事業です。